

(別 紙)

罹災証明書交付申請において、自己判定方式ではない場合に被害住家の写真等の提出を求めないよう周知徹底することを求める意見書（案）

近年、全国各地で自然災害が相次いでいる。罹災証明書は、災害による住宅等の被害の程度を証明する書面であり、災害後に被災した住民から申請があった場合、市区町村は、遅滞なく住宅被害等を調査して、罹災証明書を発行する義務がある（災害対策基本法 90 条の 2）。被災者生活再建支援金の支給、災害復興住宅融資の貸付、生活福祉資金の貸付、義援金の配分、住宅の応急修理、応急仮設住宅への入居の他、高等学校等の授業料の減免など、被災者が様々な支援を受ける際に、通常、罹災証明書の添付が求められ、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図るうえで極めて重要な役割を果たしている。

ところが、被災者が罹災証明書を申請する際に、住家被害の写真や修繕の見積書を必要書類として添付することを要求したり、自治会長による証明書の添付を要求したりする自治体が、相当数存在している。さらに、罹災証明書の申請に、写真が必須書類であるようにしか読めないような罹災証明書交付要綱を公表している自治体も多くあり、本市においても必要書類に「被害状況が確認できる写真」と記載されている。

罹災証明書の申請に写真などの添付書類が不要なことは、国の作成したマニュアルからも明らかである。内閣府が令和 2 年 7 月豪雨の際に発出した事務連絡「令和 2 年 7 月豪雨における住家の被害認定調査業務の効率化・迅速化に係る留意事項について」には、「被災者が自己判定方式による申請を希望した場合には、被災住家の写真の添付が必要となりますが、それ以外の場合には、申請時に写真の添付は必須ではありませんので、念のため申し添えます。被災者に必要以上の負担をかけないようにする観点から、自己判定方式による申請ではないにもかかわらず、罹災証明書の申請にあたり写真の添付や提示を必須とすることがないようにご注意ください。」との記載がある。被災者側に住家被害を証明させるべく被害写真を添付させることは、本末転倒と言わざるを得ず、写真添付を必須とすれば、危険箇所への立ち入りを被災者が余儀なくされることになりかねない。

よって、国においては、地方公共団体における住家の被害に関する罹災証明書交付申請について、自己判定方式ではない場合に、被災住家の写真や修理見積書、自治会長等の証明等の添付を必須としないことを、地方公

共団体並びに被災者に対し、さらに周知徹底するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務	大	臣				